

経理責任者等会議記録

1 日 時 令和3年5月24日（月）午前10時00分開議

2 場 所 第2委員会室

| | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----|-------|--------|--------|--------------|----|
| 3 出席議員 | 市民クラブ | 座長 | 深瀬 | 山谷田木野塚 | 能剛哲智健 | 一士弥明聰児恵子太子子三 | |
| | 〃 | | 渋篠鈴鴈 | 大塚 | 計正良友典秀 | 渋谷 | 欠席 |
| | 公明党 | | ミール口島 | ミー | 二郎 | 明恵子 | |
| | 〃 | | 山成戸中 | 山成 | 正口 | 聰児 | |
| | 松政クラブ | 副座長 | 井 | 井村 | 良友 | 恵子 | |
| | 〃 | | 中 | 中村 | 典秀 | 太子 | |
| | 日本共产党 | | 櫻 | 櫻井 | 二郎 | 子三 | |
| | 〃 | | D | D原 | 裕 | 子三 | |
| | 立憲民主党 | | E | E原 | L | 二郎 | |
| | 〃 | | | 中原 | 裕 | 二澄 | |
| 4 出席事務局職員 | まつど未来クラブ | | | 西岡 | 香優 | 子澄 | |
| | 〃 | | | 岡本 | 信 | 子矢 | |
| | 政策実現フォーラム | | | 箕輪 | | | |
| | 〃 | | | | | | |
| | 市民力・立憲民主党 | | | | | | |
| | 〃 | | | | | | |
| | 無所属 | | | | | | |

5 会議に付した事件

- (1) 副座長の互選について
- (2) 令和2年度政務活動費収支報告について
- (3) その他

6 会議の経過及び概要

深山能一座長

まず初めに、経理責任者等の変更についてお知らせいたします。松政クラブの経理責任者が大谷茂範議員、鈴木大介議員から鷹野聰議員、大塚健児議員に、それから市民クラブの経理責任者が岩堀研嗣議員から渋谷剛士議員に、それぞれ変更となっております。よろしくお願ひいたします。

また、会派の結成等により、立憲民主党から成島良太議員、戸張友子議員が、まつど未来クラブから中村典子議員、桜井秀三議員が、政策実現フォーラムからD E L I 議員、原裕二議員が、市民力・立憲民主党から中西香澄議員、岡本優子議員が、無所属、箕輪信矢議員が、それぞれ選出されておりで、御報告させていただきます。

なお、鈴木智明議員とミール計恵議員は、本日欠席する旨の連絡がございましたので、併せて御報告させていただきます。

それでは、お手元に配付の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

(1) 副座長の互選について

副座長の互選についてを議題といたします。

今まで大谷茂範議員が副座長だったのですけれども、経理責任者の変更に伴いまして、副座長の席が空席となっておりますので、副座長の互選を行いたいと思います。

互選の方法は投票により行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、投票により互選を行います。

なお、会場の閉鎖につきましては、事務局においてあらかじめ閉鎖しておりますことをお知らせいたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名の記入をお願いいたします。なお、投票の結果、得票数が同数の場合、くじで決定いたしますので、御了承願います。念のため申し上げます。白票は無効とみなします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

[投票用紙配付]

深山能一座長

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

投票箱の確認をお願いいたします。

[投票箱確認]

深山能一座長

これより投票を開始いたしますが、点呼につきましては、お手元に配付の経理責任者等名簿をもってかえさせていただきますので、御了承願います。

それでは、順次投票をお願いいたします。

[各員投票]

深山能一座長

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

なければ、以上で投票を終了いたします。

会場の閉鎖を解きます。

これより開票を行いますが、立会人を中西香澄議員、鷹野聰議員、中村典子議員にお願いいたします。

[投票点検]

深山能一座長

投票の結果を御報告いたします。

投票総数 15票

これは出席委員数に符合いたしております。そのうち、

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票中

| | |
|------------|----|
| 大塚健児議員 | 8票 |
| 原 裕二議員 | 5票 |
| 中西香澄議員 | 1票 |
| D E L I 議員 | 1票 |

以上の結果、有効投票の最多数を得ました大塚健児議員が副座長に当選されました。

大塚健児議員、副座長就任の御挨拶をお願いいたします。

大塚健児副座長

皆様、ありがとうございます。しっかり深山能一座長とともに議事進行に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

深山能一座長

それでは、大塚健児議員、副座長席へどうぞお願ひいたします。
休憩いたします。しばらくこのままでお待ちください。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

深山能一座長

それでは、再開いたします。

この会議について改めて確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

この経理責任者等会議は、政務活動費の適正な運用を図るため設置されています。政務活動費に係る調査研究に関すること、政務活動費を充てができる経費の範囲に関すること、その他議長が必要と認める事項を所掌しております。

政務活動費の使い方に関しては、基本的には個人できちんと説明ができることが原則となるため、自己責任の範疇に入ります。そのあたりを念頭に置いていた上で、協議に臨んでいただきたいと思います。

また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲については、この会議で松戸市議会としての意思統一をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 令和2年度政務活動費収支報告について

深山能一座長

次に、次第の（2）令和2年度政務活動費収支報告についてを議題といたします。

先日、収支報告書等の閲覧期間を設けまして、協議する案件があれば、所定の様式により提出していただくよう御依頼させていただきましたところ、お手元に配付の一覧表のとおり、疑問点としての提出がございました。

早速ですけれども、疑問点等について、提出者からの説明をお願いをいたします。

まず、篠田哲弥議員、お願ひいたします。

篠田哲弥議員

公明党からは、3点疑問点がありました。

まず、日本共産党のところで、まつど民報に党のロゴのようなものを使用していることが見受けられまして、これは前回か前々回、公明党としても、国の公としてのロゴ、それからキャラクターは使わない方がいいのではないかということで指摘があって、その指摘どおり、私どもは個人の通信、それから会派の通信では、そういったことを遠慮しております。それに基づいて、同じような案件でしたので、疑問点ということで挙げさせていただきました。

それから、2点目は、研修のときの写真ですけれども、オンラインということで仕方がない部分はあるかもしれません、テレビの画面で、どうしてもちょっと本人と確認できなかつたので挙げさせていただきました。

3点目が、領収書の方に、名前と一緒に「後援会」と入ってしまっているので、これはふさわしくないのではないかということで、挙げさせていただきました。

深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、次に、山口正子議員お願いいたします。

山口正子議員

私の方からは、何点か指摘させていただきました。

まず、山中啓之議員についてですが、オンライン研修の写真、画像を本人と同時に写さないとあまり意味がないと思いますということで、挙げさせていただきました。先ほど、ミール計恵議員の画像が不鮮明ということがあったのですけれども、これはオンラインの場合は、皆さんと検討した方がいいかなと思

っているところです。

次に、同じく山中啓之議員へ、領収書は振り込みのためないわけですけれども、請求書もないというのは、請求の実態がわからないので、必要ではないかということです。

もう一つ、山中啓之議員ですけれども、同様のものが別な資料購入費でもありましたので、指摘いたしました。

そして、次に4点目ですけれども、同じく山中啓之議員へ、理想科学工業への請求書がないということです。

あと、次の5点目は、市民力・立憲民主党ですけれども、これも同様の請求書ということで、指摘をしております。

次に、鈴木大介議員ですけれども、チラシの中で、議会で取り消したことについて発言が掲載されているということはおかしいのではないかということで、取り消したのにまだ発言したような掲載がされている。これは取り消す必要があるのではないかということです。

深山能一座長

ありがとうございました。

それでは、次に、戸張友子議員お願いいたします。

戸張友子議員

立憲民主党の戸張友子です。これは、私が個人的に、議員になってからこの報告書を見せていただいて、改めて疑問に思ったことを今回質問させていただきます。通信交通費の電話料金ですけれども、固定電話料金、携帯代、インターネットなどですが、支払証明書をつけている方、領収書のみで請求書はついていますけれども、それには明細がついていない。あと、利用明細書をつけている方、利用明細書の方は細かく出ているので、弾くものとかそういうものもあって純粋なものが出てきますけれども、支払証明書に関しては、一月の分の料金がダイレクトに出てきて、それがそのまま計上されて4分の1ということになることから、その詳細がわからないので、それが果たして適正なのかどうかというのがわからないので統一するか。以前お聞きしたら、以前はそういった細かいものがなくて、全員同金額だということをお聞きしたので、そういった方法の方がわかりやすいのかなと思ったので、お聞きします。

次のガソリン代ですけれども、2年前も協議に出ていましたが、家庭と公務の区別がつかないと思います。会社の車でいらっしゃる方もいますし、そういうことで4分の1という按分かもしれないですけれども、それであれば、自転車で移動する方も、ガソリンはないですけれども、そういった意味で修理代などもかかると思うので、そういったところはどうなのかなということが疑問に

思いました。

あと最後は、コロナ禍でZoom会議が進んでいるので、Zoomのアカウント取得料を4分の1などという形でも、今後検討していただければと思い、疑問として出させていただきました。よろしくお願ひいたします。

深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、次に、中西香澄議員お願いいたします。

中西香澄議員

よろしくお願ひします。市民力・立憲民主党からの指摘事項で、2人ともあるのですが、よろしいですか。

深山能一座長

それでは……。

中西香澄議員

順番で。

深山能一座長

分けてということで、岡本優子議員もお願いいたします。

中西香澄議員

わかりました。ありがとうございます。

まず初めに、昨年はコロナの混乱で、経理責任者等会議の開催自体が、会議はなかったですけれども、今回は工夫して開催することができて、非常に安心しております。ありがとうございます。

本日の次第の確認ですが、一度それぞれ指摘させていただいた後、指摘された事項について説明する時間もあるということでよろしいですか。

深山能一座長

それは質問者に対してということですか。

中西香澄議員

はい。

深山能一座長

挙げさせていただいた中で、座長として何点か、幾つか議題として挙げないといけないかなというように思っておりますので、その中で、少し皆さんの御意見、あるいは、この場で難しければ、また持ち帰っていただくような形の流れで進めていきたいと思っています。

中西香澄議員

わかりました。では、全てではないけれども、座長の御判断でということですね。了解しました。

岡本優子議員

市民力・立憲民主党の岡本優子です。本日の開催を喜ばしく思っております。私からの指摘事項を挙げさせていただきます。

少し飛びまして、市民力・立憲民主党の疑問点の2枚目の一一番下段、大塚健児議員の広報費ですが、先ほど篠田哲弥議員もおっしゃいましたけれども、自民党のロゴが入っておりまして、自民党のロゴの使用は適切ではありません。討議資料の記載は、議会報告として不適切ではないでしょうか。また、発行日は令和2年4月1日、支払日は令和3年3月22日と開きがありますが、こちらは間違いですかという指摘がございます。あと、写真とプロフィールの3分の1分は引いて、按分計上すべきではないでしょうかということを御指摘させていただきます。

次のページに行かせていただきます。鈴木大介議員の広報費ですけれども、先ほど山口正子議員からも指摘がありましたけれども、議会で取り消したもの、V.O.1.25ですけれども、不適切であると発言した内容が記載されております。私も令和元年度に、ゆうこ通信6月定例会報告号というものをつくりました。そのときに、私も発言取り消しになっております。

それで、発言取り消しした部分を広報紙に、政務活動費を使って載せたいと議会事務局に相談をして、その原本を持っていって相談したことがあります。そのときに、今はいらっしゃらないですけれども、議会事務局の職員から説明を受けました。議員必携という本があるのですけれども、議員必携の138ページ、139ページ、こちらをもとに説明を受けました。発言を取り消すと、その発言は初めから全くなくなったものとなるというこちらの理由に基づいて、「岡本優子議員発言が取り消しになったものは、もともとなかったものなので、事実に反するということになってしまいますので、政務活動費は使えません」と、はっきり私は言われました。それすぐに取り下げをいたしました。

こういった経緯があって、私は訂正をして、政務活動費を使わなかつたという過去がございますので、この辺も御留意いただきまして、鈴木大介議員の発

言取り消しの広報費については、改めて考え直していただきたいと思っております。（「座長」と呼ぶ者あり）

深山能一座長

少し待ってください。今、問題点の抽出ですので。
休憩します。

休憩 午前10時21分
再開 午前10時24分

深山能一座長

再開します。
それでは、続いて発言お願ひいたします。

岡本優子議員

お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。
続きまして、鈴木大介議員の広報費でございますけれども、選挙のときの写真が掲載をされております。こちらについては、平成20年12月5日の経理責任者会議で、広報紙の内容について、按分はあり得ないといった発言があつたことを、過去の議事録から私は確認しております。それぞれ自粛するべきと庶務課長から説明がそのときがありました。選挙時の写真についても自粛すべきではないかといった議事録も残っております、こちらの選挙時の写真については、自粛していただけないかということで書かせていただきました。

あと、広報費、また23万6,751円のラクスル3月31日分でございますけれども、確かに発注した日、支払いをした日は2021年3月31日だったのですけれども、ポスティングが翌年度の4月30日配布完了希望とありました。年度内に完了しない契約は不適切だと思います。年度内に納める時期に発注するか、次年度に行なうことが適切です。

また、こちらも写真部分の6分の1程度を引いた按分計上が適切ではないでしょうかと思います。こちらの根拠といたしましては、平成30年度の経理責任者等会議で、鈴木大介議員が御自身で3月31日の翌年度にまたがるものについては、「納品日と決済日ですよね」と御自身で発言をしていました。そして、公明党の鈴木智明議員も、それと同様に、3月31日までに納入されたものが年度内ではないかと発言をしていたことも残っております。

続きまして、また、こちらも鈴木大介議員ですけれども、ラクスルで封筒とチラシをそれぞれ発注しておりますけれども、その中に、ラクスルのホームページからプリントアウトをして、現物ではなかった封筒のものとかチラシのも

のがありましたので、こちらは現物の方を出していただきますようにお願ひします。

次のページです。桜井秀三議員です。領収書の宛名が桜井秀三後援会となつております、不適切だと思います。先ほども出ておりました。これは平成26年度の調査研究費で、DELI議員が自分の政治団体「PLANET ROCK」という領収書がありまして、自主的に半分に按分したことがありました。そのときに、座長が深山能一座長でしたけれども、次回からはこういったことがないように気をつけていただくようよろしくお願ひしますと、皆さんにお願いをしたので、このあたりも領収書を桜井秀三議員と直していただくか、御検討をお願いいたします。

中西香澄議員

すみません、中西、続けさせていただいてよろしいですか。

深山能一座長

どうぞ。

中西香澄議員

まず、細かい不備の点などがありますので、その点は上から順番に戻っていきます。不備の点と、手引きにも載っているけれどもそれが不足しているというものがあります。最後に、広報費についてはまとめて述べさせていただく面もあります。

まず、一番最初の松政クラブですけれども、NTTファイナンスの分の宛名が、まつど自民のままでして、こちらは昨年度、その前も御指摘させていただいているかと思います。こちらは、先ほどの領収書の宛名とも関係すると思いますので、必要ではないでしょうか。

その次ですが、こちらは、後で皆さんも御確認いただいた方がいいのかなと思う事項ですが、会派の中で、パソコンとシュレッダーを3月24日にまつど未来クラブに譲渡されています。その後に、ほぼ同額の同商品、型番は少し違うものも含まれていますが、購入をしています。本来、会派内であれば、必要なものはどんどん買い足すと思いますけれども、新しくできた会派に譲渡するとなると、譲渡について、今、手引き上には何の記載もありません。事実上、物品の寄附に受け取られかねませんし、例えはうちは3人しかいない会派ですから、大きい10人会派の方からプリンターなどをいただいてしまうと、1人当たりの金額に対していただいている政務活動費に対して、受けていいものと違う比率になりますかねないと思いますので、そのあたりは少し皆さんで話し合えたらと思っております。

続きですけれども、木村みね子議員のところは、ホームページ等の領収書の中に内訳がないという内容と、ホームページの計上については、按分については申告制とありますので、提案として按分の必要性を挙げさせていただいています。また、ホームページの方には自民党の記載がありますので、その分は最低でも按分が必要だと御指摘させていただきます。また、電話機とパソコンについて、型番の方が記載されていなかったので、こちらは補足していただく必要があるかと思います。

鷹野聰議員のところから討議資料の記載について挙げさせていただいたのですが、鷹野聰議員と大谷茂範議員と先ほどの大塚健児議員と、あと、市川恵一議員、あと杉山由祥議員も「討議資料」と記載がされております。こちらが選挙と誤解を招く記載というようなやりとりも今までありまして、あと、深山能一座長のところに、今回「内部討議資料」という記載がありまして、一昨年あたりに、この討議資料について私も指摘させていただいたので、そちらで御変更いただいたのかなと、恐縮ですが思うのですが、その辺の文言と、私たちが使っている言葉と、市民の方が受け取る感覚と、政党であるというものを、いま一度、手引きにはありませんので話し合えたらと思います。

個別の事由に戻らせていただきます。

大谷茂範議員のところに行かせていただきますと、領収書の内訳の方が消費税分などがあると思うのですが、少し計算すると合わなくなっていますので、正確な内訳が必要だと思います。

ホームページの方も、こちらも自民党の記載がございます。大谷茂範議員の方の電話料金ですけれども、22万円ほどの年間の金額になっていまして、電話料金をまとめさせていただくと、あと、すみません、渋谷剛士議員の方も高額になっておりまして、先ほどの戸張友子議員の御指摘にもあったのですけれども、手引き上は、明細書までを作成し、領収書に添付して提出してくださいとなっていますので、そちらの方も必要ではないかと。

あと、これは社会通念上ですか市民感覚の話になってしまふので、大谷茂範議員のところではプランの検討をされてはどうでしょうかという、勝手な提案をさせていただいているのですけれども、手引きに載せる前の載せる、載せないレベルかもしれないのですけれども、効率的なプランを使っていくというのも、私たちの中で共通の意識として、もちろんこれは個人の判断の範囲内ということが座長からもありましたが、その前向きな活用としても必要ではないかというふうに、これは提案させていただきます。

続きまして、先ほど鈴木大介議員の内容については挙げさせていただいたので、桜井秀三議員のところまで飛ばさせていただきまして、大橋博議員のところです。ホームページの按分については、先ほどと同じです。

次の、封筒の話ですが、こちらも明細の方が不明になっていますので、補足

をお願いしたいと思います。

市民クラブですけれども、パソコンの型番がわからない、明細の方がついでいなかつたです。トーエイとレノボジャパンです。

山口栄作議員のところは、こちらもホームページの按分についての提案です。

市川恵一議員のところですが、先ほどの「討議資料」についての内容と、2点目の方は記載の内容です。「弁護士との相談により、工事開始は二審判決後」というふうに記載されているのですが、こちら議会の委員会などの議事録と照らし合わせていただくと、少し事実と異なっていると思いますので、こちらの方は、正確な内容を載せる必要があると思います。

深山能一座長のところは、先ほどお話しさせていただいたので飛ばさせていただきます。

岩堀研嗣議員ですけれども、こちらも皆さんに御確認させていただきたい内容になります。今回、岩堀研嗣議員の方は、報告の1枚のレポートで、御本人が書かれた報告内容が添付されています。以前も、同じ学生のこちらの団体のインターンを、関根ジロー議員も活用されていたと思うのですが、そのときは学生からのレポートも添付されていたと思います。事務局に確認しますと、事務局の方に、今回、岩堀研嗣議員から学生のレポートがついていて、決裁が起きているということもあるそうなので、形式として、そちらもあった方が、市民が見たときに実際に何をしていたのかという、もちろん学生なので、個人情報などは伏せた上ですけれども、活用するなどと、レポートの報告書の方、形式などを統一した方がよいのではないかという提案です。

そのまま飛ばさせていただいて、末松裕人議員のところも、すみません、誤字がありますけれども、携帯電話の明細書がないということです。

渋谷剛士議員のところのホームページ・企画等ということですが、こちらの方は大枠で書かれておりましたので、詳細の方が必要ではないかという内容です。

先ほどの通信交通費の大谷茂範議員のところでも言わせていただいたのですけれども、すみません、詳細がないので、この状態ですと、どの電話番号にお幾らですか、タブレットと電話とインターネット代の内訳がわかりませんので、やはり明細がないと市民に誤解を与えてしまうと思います。

中川英孝議員の方ですけれども、領収書のフルネームが必要ですという内容と、「微分積分」についての書籍がありまして、個人的には難しそうで興味あるのですけれども、市政との関連が少し想像できなかったので、こちらの御説明をいただければと思います。

箕輪信矢議員ですけれども、ホームページなどの経費の方が載せられていて、こちらの明細がないということですが、ほかの方と同じで、手引き上、求められている内容がそこまであるかどうか。でも、実際に何をするかでホームペー

ジの更新料金などというのが変わってくるので、これは全体として内訳、例えば何かのページの作成など、原裕二議員のところには対応ページの作成などと書いてありましたけれども、そういうような詳細、大体そのような請求書の方が基本的についていると思いますので、こちら全体としても徹底されはどうかという御提案でもあります。

政策実現フォーラムのところに行かせていただきます。写真の按分については提案ですけれども、先ほどの内容から少し関連しますけれども、鈴木大介議員の3月31日にチラシを作成していたものがあると思うのですが、こちら12月5日にチラシを作成されているのですが、12月22日に会派が変更されていて、その後に、このチラシを実際に受け取っている市民の方もいらっしゃったので、事実と違う情報で、しかも政務活動費で作られたものが配布されるというところについては、先ほどの発言取り消しの内容でもありますが、少し市民に誤解を与えるおそれがありますので、そのあたり政務活動費の使い道の方は徹底される必要があると思います。

増田薰議員のところは、研修報告書の写真について8月23日の分が不足しております。2点目の広報の内容については、どれほど市政に関するものである必要があるのか。こちらも必要ないというものは按分にしていくという考え方もあると思います。

細かい点は飛ばさせていただいて、次に、備品ですけれども、立憲民主党のノートスライダーが事務費で書かれているのですが、こちら品目としては、備品の方が適当ではないのかというふうに確認したいです。

こちらは書類の関係だと思うのですけれども、1月8日のアマゾンで購入の事務費の請求先が政策実現フォーラムになっていますので、修正であったり、何かしらが必要だと思います。

二階堂剛議員のところの広報費ですが、社民党事務所がチラシの方に記載されていますので、今まで御指摘があった内容と同様に不適当ではないかとのと、組合の記載と広告も載っております。県議会議員の方の写真の掲載があるというところを御指摘させていただきます。

関根ジロー議員のところですけれども、12月15日の分ですが、こちら、市の支援の事業でもある援農ボランティアについて記載がされていて、ただ、その募集先が当該議員の関根ジロー議員の連絡先になっています。本来は、市の事業の御紹介であれば、その事業の責任者である方が、広報することが適切ではないかと思います。

成島良太議員は、「チラシフライヤー」との記載しかありませんので、号数の記載も明細の方が必要ではないかというところと、県議会議員のお名前と写真があるというところです。ポスティングなどにも号数が必要ですという御指摘をさせていただいています。

戸張友子議員のところは、メール便の配送のところに何をというのがないということと、チラシの領収書に折り込み日でしたり号数の記載がないことと、マルエツの領収書に、品物の内容印字がないというところと、11月21日は受取人の住所の記載がありませんので、それぞれ諸々の補足が必要だと思います。

共産党のところは、6月5日の記事に、県議会議員と衆議院候補予定者の写真が掲載されております。

細かいところ、すみません、長々と。なるべくまとめさせていただいたのですが、最後に事務費全体についてですけれども、文房具などを大量に購入する場合の領収書の中で、品名であったり数が記載されていないという例が多数ありましたので、こちらは、それぞれ徹底が必要だと思います。

広報費ですが、すみません、幾つかピックアップして述べさせていただいた点もありますが、2年前に経理責任者等会議を開催していただいたときに、凡例を座長に許可をいただいて配布させていただいて、「広報費についてのお考えは、ぜひ会派で持ち帰って話し合ってください」というところで止まっていたと思うので、ぜひ皆さんのお考えを聞いていきたいと思います。

内容は、平成30年の判例で、広報費に関するもので、住民の方が返還請求を求めております。そして、議員の写真であったりプロフィールなどの占めているチラシの面積の分は、政務活動とは言えないということで、住民の返還請求が認められております。今の松戸市の状況だと、手引き上は写真の記載であったり、あっても違反ではありませんので問題ないです。

ただ、もし住民の方から同様の訴えがあった場合に、返還請求が認められてしまうような使い方がされてしまっていますので、その議員だけが被害を受けるのではなくて、松戸市議会全体として、不適切な使い方だというふうに市民に受け取られてしまうのは、一人ひとり私たちにとっても重要な責任だと思いますので、こちらの扱いをどう考えていくのかというのは、それは個人の範疇ではなくて、私たち議員全体の課題であると強く訴えさせていただいている。

特にこちらの方の割合は、面積をわざわざきちんと測ったものではないので、私の目視で、およその面積にはなっておりますが、半分以上を鷹野聰議員でしたり、3分の1程度使っているのが大塚健児議員、中村典子議員、4分の1程度だったのが杉山由祥議員、鈴木大介議員、市川恵一議員、箕輪信矢議員、また、政策実行フォーラムの会派広報紙で、6分の1程度、かぶりますが、鈴木大介議員、1割程度からそれ以下だった議員は、このようにピックアップさせていただいております。こちら、ちなみに作成の費用として政務活動費を使っていた議員のみを対象に挙げております。ですから1割程度だと、判例によっても、本当に厳しい自治体でないと返還というふうになっていないのですが、6分の1程度までだと、住民側が勝訴というのが現実です。

また、ホームページの方も同じ状況ですので、今、うちの手引きには申告制というふうになっていますので、こちらも広報費の紙面とホームページを、併せて検討が必要だということで御提案させていただきます。

深山能一座長

ありがとうございました。

それでは今の疑問点、あるいは、こうしたらしいのではないかというようなこと、個人、会派にそれぞれ投げかけをしていただいておりますけれども、まず、これを今、会派等の代表で皆様方は来ていらっしゃるので、毎回お願いしていますけれども、会派等の方に持ち帰っていただく中で、それぞれ指摘されたところは各議員に伝えていただくという形になります。今、出席していただいている議員が伝える形の中で、それぞれ指摘のあったことに関して、聞いておきたいこととかというのは、指摘者に対して何かございますか。

岡本優子議員

質問ではないのですが、意見を今述べても大丈夫ですか。

深山能一座長

どうぞ。

岡本優子議員

戸張友子議員の疑問点の提案、ガソリン代が適正なのかよく理解できませんといった疑問点がございましたけれども、このガソリン代4分の1按分については、平成27年5月26日と28年10月26日に、4分の1の按分ということが妥当という判例が出ておりますので、松戸市議会での4分の1計上という按分は適正であると思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

手引きの方を見ていただくのと、今まで決めてきた中で、ルールが多少曖昧なところ、全体の枠の中で決めてきたことに関しては、少し前へ戻って確認をしていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、例えば戸張友子議員は、今回は個人的な質問という形になっていますけれども、会派の方にこういう疑問があるのだけれどもということで、意思統一といいますか、確認をしておいていただければと思います。

それでは、特に会派のそれぞれ指摘された方々、あるいは会派に持ち帰る中で、今、出席の皆様におかれましては、指摘されたことに対しての確認だとか

は特にございませんか。よろしいですか。

中西香澄議員

いただいた質問への回答は、また次ということでおろしいですか。それも今でよろしいですか。

深山能一座長

回答に関しましては、この時間内では難しいかと思いますので。

中西香澄議員

今日の会議内では行わないということですか。

深山能一座長

行わないです。

中西香澄議員

わかりました。では、一つだけ。半分質間にかぶせさせていただきます。

共産党からの御指摘でいただいた、うちの会派分と山中啓之議員分で、明細書がないですという内容だったと思うのですが……（「請求書」と呼ぶ者あり）請求書ですね、すみません。手引きですと、請求書の添付までが今義務づけられてはいないかと思うのです。あるものは、私たちもつけさせていただいていますけれども、全部請求書がいいという御提案でしたら、手引きごと変更の方も提案させていただきたいというところがあります。

写真の撮り方も、先ほど200mのアカウントの取得も認めてほしいという御提案もありましたが、オンラインのときの写真の撮り方なども、今一度皆さんで確認できればと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、今いろいろ、また指摘があつたりするのですけれども、座長の方から、今いろいろな質問が出ましたので、それぞれ会派の方に持ち帰っていただきお伝えをしていただきたいというのが一つあります。

それで再度お願ひといいますか、今いろいろ出た中で、少し議論していかなければいけないかなと思う点は、後ほど私の方から議題として提案させていただきますけれども、今、皆様方から挙げていただいた疑問点等につきましては、領収証などへの内訳等の記載、それから証拠書類の添付など、条例、規程、ガイドラインや手引きなどに従った収支報告書の作成を徹底していただくことが

必要かと思いますので、もう一度確認をしていただきたいと思います。

それから、挙げていただいた疑問点等のうち、記載漏れや政務活動費を充てることができる経費の範囲外と思われるものにつきましては、この会議の開催前にあらかじめお話をさせていただきました。修正等をしていただいたものもございますけれども、経理責任者の皆様には、今回挙がった疑問点等について、当該議員に周知をきちんとしていただくとともに、収支報告書の作成に当たっては、取り扱い手引きなどのルールを厳守して、遵守していただきたいというふうに思いますので、お願いいいたします。会派内について周知徹底をお願いいたします。

なお、市政報告書などの報告書等の記載内容や支出の内容、支出額については、冒頭に申し上げたとおり、それがしっかりと説明できることが原則となりますので、自己責任の範疇であることの御確認をお願いいたしたいと存じます。

協議事項についてですけれども、挙がっている問題点のほとんどが、今私が申し上げたとおり、手引きなどのルールに従って収支報告書を作成していただくこと、自己の責任においてしっかりと説明できることがあれば、政務活動費を支出することに問題はないと思っておりますけれども、その点をもう一度きちんと徹底していただきたいと思います。

それでは、今のルールの中でお願いしたいと思います。その後、今幾つか出た中で、何点か皆さん方と協議をしていきたい点がありますので、休憩を挟んで進めたいと思います。今1時間たちましたので、5分ほどの休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時55分
再開 午前11時00分

深山能一座長

それでは、再開をさせていただきたいと思います。

前半でいろいろな指摘をしていただいた件、それから指摘をされたことに関して、それぞれ代表の皆様方には会派にきちんと持ち帰って、それぞれ個人に伝えていただきたいということの徹底をお願いいたします。

それで、いろいろ見ていただいた方々から、疑問点等々のことが挙がってきた中で、座長として三つほど、この場で少し意見交換をしていただく上で、どうかなと思っておりますのが、広報費についてという点、討議資料という文言について、それから領収書だとかレシートのことについてということで、この3点ぐらいを少し議論し、意見交換をしていただいて、この先どうしていくか、という言い方はおかしいですけれども、どうかなというところを少し議論

していきたいと思いました。

それで広報費について、中西香澄議員、岡本優子議員の方から詳しく話が出ましたけれども、再度指摘した疑問点といいますか、考えていることを踏まえてお話をさせていただいて、それに対して意見交換していきたいと思います。お願ひします。

中西香澄議員

テーマに挙げていただいて、ありがとうございます。先ほど提案させていただいた内容をまとめさせていただきます。

あと事務局の方に、参考資料として判例と本のピックアップしたものをお渡ししたのですが、こちらは共有されていないということでしょうか。

深山能一座長

そうですね、広報費についてということですか。

中西香澄議員

はい。

深山能一座長

それは事務局の方から、岡本優子議員、中西香澄議員の資料提供ということで許可をいたしますので、配付をお願いいたします。

[資料配付]

中西香澄議員

その間話していく大丈夫ですか。

深山能一座長

どうぞ。

中西香澄議員

一番明快なのは手引きの見直しです。東京都等の手引きの方には、明確に議員の写真や似顔絵、挨拶文、プロフィールなどの割合を按分で引いた分のみの計上を認めるという手引きになっております。この按分の内訳などは、議員間で協議して決められたらよいかと思いますけれども、今の手引き上、間違っていなくても、判例上は是とされない状況の解決を提案させていただきます。また、併せまして、納品日などの問題について、協議をぜひ提案させていただき

ます。

今お配りさせていただきましたのは、①の方が、「判例から学ぶ政務活動費の実務」という本の中から、今、妥当とされている使い方、安全な使い方についての有識者から、内田先生の内容をコピーさせていただきまして、2枚目の方は2年前もお配りさせていただきまして、今、研修などに参加しますと、講師の方がお話しされる大阪高等裁判所であったり仙台高等裁判所、また、広島高等裁判所の判例の方をお届けさせていただきました。少なくとも、裁判があったときに基本とされているこの判例に、今決めるのでしたら、判例に沿った内容をというふうに提案させていただきます。

深山能一座長

ありがとうございます。

今の提案理由を含めて、それぞれ御質問、考え方ですとかを含めて、それぞれ議員から、何か質問や意見等ありましたらお願いいいたします。

D E L I 議員

僕は、もちろん内容が市政のことなのですが、その出所というか、誰が言っているのかというのがわからないもの、その情報にやはり信憑性がどうなのかという疑問も出てくると思うので、一定程度の個人情報というか、そういうしたものと一緒に、議会の会派のどういう議員がこういう活動をしているとかそういうことを、情報の一部として考えられるのではないかと思うので、明らかにそういう判例でも出ているようなもの、これはもう誰が見ても、市政のことよりも自分の宣伝になってしまっているみたいなものに関してはわかりますけれども、これを何か定量的に面積でというのはどうなのかと思います、個人的には。

深山能一座長

いかがですか。

山口正子議員

市民力・立憲民主党の議員に聞きたいのですけれども、自分たちは按分にしているとここには書かれているのですが、どの程度の按分になされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

中西香澄議員

御質問ありがとうございます。

今回はこのような提案をさせていただいていることもあります、紙面の方

を細かく測量しまして、1割以下だったのですけれども、わかりにくいので、1割が写真とプロフィールに想定する——1割強だったので、20%引きまして80%で計上させていただきました。

ただ、そちらの度合いは、判例でも非常に厳しいのが仙台なのですが、それ以外はそこまで行っていませんので、個人的な提案としては、1割、2割程度のところは、皆さんで話し合ってカットすることもありではないかと、個人的なこの判例の見比べでは思っております。もう極端に、全て面積按分という考え方もありますし、何割程度は免責事項というか、自己責任で済ませるのかということもありだとは思います。

山口正子議員

今回の按分計上というのは、1割以上2割以下含まれていたということなのですね。そうすると、2割の按分にしたということですか。

中西香澄議員

2割按分させていただいて、全体の印刷代の80%を計上させていただいています。

山口正子議員

わかりました。

深山能一座長

ほかに。

鷹野聰議員

按分するという形で、政務活動費と何か別のものという形で按分すると思いますけれども、これって政治活動に限ったものにならなければならないという決まりはあるのですか。例えば、どこかの企業の広告を掲載して広告料を、寄附とは言わないのですけれども、広告料をいただく代わりにそういうものを載せていくということも、これだと理屈上できてしまうのかというように見えたので、そのあたりはどうなのか。私、少し知見がないものですから、よく研究されている中西香澄議員に聞いてみたいと思いました。

中西香澄議員

私でいいですか。事務局にも不足していたら補足していただきたいと思いますけれども、手引き上の記載はないのですけれども、あと広報費の扱いは、さつき二階堂剛議員のところでも提案させていただきましたが、今、可も不可も決

まっていないのですよね、手引き上は。判例上は、私も不勉強なのでわからぬいです。あと選挙管理法上の状態に、何がどこから引っかかるかというのは、私の方も不勉強でわかりません。

岡本優子議員

補足させていただきます。これまでの松戸市の会議録を振り返りますと、あとで事務局にも確認していただきたいのですけれども、平成20年12月5日の経理責任者会議で、広報紙の内容について話し合われております。そのときには、もう按分はあり得なくて、それぞれが自粛するべきで、選挙時の写真についても自粛するべきということがあって、それをもとにして平成20年12月5日の経理責任者会議以降、見直されていないのです、按分についても。ただ、平成28年度に大橋博議員が参議院議員と一緒に写真があったこともありますて、そのときに、その年度の経理責任者会議で問題になりまして、選挙前ということもあって、大橋博議員は指摘を受けて全額返還しています。

そういう過去の事例も踏まえまして、今回いろいろ提案して、皆さんでガイドラインを新しく作成してみたらいかがかということを、改めて判例も出ていますし、御検討いただきたいと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

原裕二議員

この判例の方も、私も少し見てみましたけれども、この参考資料の②の広島高等裁判所についてもそうですが、かなり大きく写真とか、紙面の半分ぐらいを占める形でプロフィールだとか、そういう形のところが大きく問題になっているのです。先ほど、DEL I議員も言いましたけれども、例えば1割程度とか、2割程度が正しいのかわからんけれども、これについては誰が出したのかというところが必要ですし、市議会議員の人となりを市民の方にわかつてもらうというのも、ある意味、市政報告の一つなのかなという考え方もあります。

ただ、大き過ぎるか大き過ぎないかというところの議論が必要なので、そういった場合に、尼崎市の例だと、議長の権限で6分の1程度までだったら按分せずに認めます、のような形できちんとやっているところもありますので、そういう意味では、ほかのところがどの辺でその按分割合を決めているかとかその辺を調査した上で、必要であればやっていくということで、今の段階では、ほかのところがどの程度、写真とかプロフィールとかの按分をどのくらい認め

ているかという資料が、今自分もまだ持っていないので、どこが適当かという議論は、今すぐにはできないのかなと。調査した上で、適正に松戸はどうした方がいいのかというのを、改めて考えたらいいのではないかと思っています。

深山能一座長

ありがとうございます。

成島良太議員

今の原裕二議員のおっしゃられたことと、かなり付随することですけれども、写真を載せるということは、ある意味、その文章の責任を持つということであって、あまりにも大き過ぎるのはあれですけれども、私は1割、2割であれば、むしろ、その文章に対して責任を持つということにおいて、大きな効果があるのではないかと思います。

あと私のところで、県議の名前と写真掲載はいかがですかということもありますけれども、これも同様、県議を通じて県に対して依頼をしたことですから、この件に対して県議にも責任を持っていただく。これを明白にすることができるのではないかなど考えております。

あと、もう一つの東京カラー印刷のチラシフライヤーですけれども、実は、この会社はこういう形でしか領収書が出なくて書けなかったという事情がございます。

岡本優子議員

今、成島良太議員から、東京カラー印刷について、領収書のお話がありましたけれども、私も東京カラー印刷で何回かやっておりまして、領収書は確かにチラシフライヤーしか出てこないですけれども、納品書とか見積書に詳細が記載されておりますので、参考資料としてそちらも添付させていただいております。そちら、ホームページのマイページから印刷することができますので、ぜひ一緒に資料として添付していただけたら、もっと適切になるのではないかということを御提案させていただきます。よろしくお願いします。

深山能一座長

ほかに広報費について御意見ございませんか。

中西香澄議員

いろいろな御意見を聞いて、私も参考になります。全部事例を調べてこなったことを後悔していますけれども、原裕二議員が御提案してくださいましたように、もし実例など、調査していただいてやるのでしたら、やはり今年度にもう

すぐ生かさないと、非常にスピードの方が必要だと思いますので、通常、この会議はこれで終わりだと思いますが、もし原裕二議員の御提案で進めていただけるのでしたら、ぜひ次の回を、今回は例外としてでも作っていただけたらと提案させていただきます。

深山能一座長

ありがとうございます。

これは事務局の方で、今の広報費に關係して何かございますか。

庶務課長

事務局の方で、千葉市、市川市、船橋市、柏市の按分のことについてどのような取り組みがあるのかということを調査させていただいたところ、市川市以外は全て議員の御判断ということになっておりました。市川市ですが、2センチ掛ける2センチ、この大きさの写真は認めているということだそうです。

D E L I 議員

B4でもA4でも……。

庶務課長

大きさについては不明ですが。

岡本優子議員

按分ということですか。

庶務課長

2センチ掛ける2センチ以下であれば認められ、それ以上超えたものは認めていませんということです。

岡本優子議員

按分ということ……。

中西香澄議員

按分でもなく、ゼロ。

岡本優子議員

ゼロになるの。

庶務課長

認めていないので、恐らく按分ではないとは思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

どうですか。今いろいろな意見がございまして、ある意味、判例的なものも、今、事務局の方で近隣市を調べていただいた情報がありますけれども、もう少し各市の判例を資料としていただく中で、会派の方に持ち帰っていただいて、少し議論をしていただけますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

というのは、広報費という中で、かなり大きな項目が今出てきていると思うのです。例えば、ロゴの関係ですとか、写真に自分以外の方が載っているような部分とか、そういうものをいろいろ踏まえた中で、広報費の使い方のあり方の関係、とりわけ写真とか文章とかの比率だとか、そういういろいろな形になってくるのかな。その辺を少し議論していただきたいと、会派の方に持ち帰って議論していただきたいと思います。それで、それをまた持ち寄っていただきたい、方向性といいますか、皆さん方の意思統一を図れればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、今、中西香澄議員から、急いだ方がいいということで、今回の政務活動費の方に生かしていった方がいいのではないかという御意見があるのですが、その辺はいかがですか。

山口正子議員

この後、ある程度修正されたりして、ホームページにアップされますよね。それを見て市民の方から、昨年度について、その前の年について、最近指摘をされたことがありました。そんなに大きな、今言われたようなことではなかつたわけですけれども、ですから、できたらホームページにアップされる前に、会議を1回持った方がいいのではないかと提案します。

深山能一座長

いかがですか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

原裕二議員

ほかの町の調査とかが間に合うということですか。

深山能一座長

調査がね、資料としてね。

原裕二議員

はい。僕の意見は、周りの自治体の按分の割合とかがある程度わかったら、それに沿った形で、松戸市はどうするというように決めていった方がいいという提案を自分ではしましたので、そのためには調査が必要だと思うので。ある一定程度の期間でできるのであればと思ったもので、それがないと少し話が進まないのかとも思っているのですけれども。

深山能一座長

ありがとうございます。

山口正子議員のホームページへ上げる前に会議をやるのは難しいみたいですね。

山口正子議員

ということは、いつごろホームページにこれがアップされるのですか。

深山能一座長

では、予定だけお願ひします。

庶務課長

ホームページにアップするのは7月の予定ですが、ホームページにアップするということは、その前に正しいものにして、もしそこで修正がかかった場合にお金の返金などがある。これは5月いっぱいにやらなければならぬので、ということは、その前の前の段階で、ある程度ガイドラインみたいなものをここで決めるという話になってしまふので、そうなると、時間的には難しいかなと。

深山能一座長

なるほど。ありがとうございます。

D E L I 議員

あと、今報告しているもので、去年とか、それまでの経緯を経て活動費として計上したものなので、それを新しく作ったルールで認めないとするより、も

うちちょっと後でもいいですけれども、来年のものに関してはある程度これを守っていこうみたいな方がいいのかなとは思うのですが、どうですか。それが別に7月より前とか後だとしても、ガイドラインを作ったら、もう今年のから反映させなければいけないのかというところもあるのかと。

岡本優子議員

D E L I 議員の意見に賛成です。こうやってきちんと会議を持って議論をしたということを、座長名で市議会のホームページなどにアップしていただいて、松戸市議会として、判例をもとにこういったことを決めましたと。そういうことも含めて来年度からというのも、ありなのではないかと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

今言われたことを踏まえて、これから各会派に持ち帰って、それぞれの議員個々にお伝えするのも踏まえて、広報費に関しては、事務局の方の資料が整い次第、皆様方に配付をさせていただいて、議論をしていただく中で、その方向性について、また次回、話し合いをしていきたいと思います。

それで実効性に関しては、今回こういう話がありましたということでそれぞれの議員に伝えていただく中でしていただくということと、実効性の部分に関しては、次回の中で少し、もうルール化するのであればルール化する形の中で、皆さんと議論して決めていきたいということで、御了承願いたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

中西香澄議員

事務局に調べていただく範囲のことで、ちょっと御提案があるのですけれども、近隣市と類似団体に加えて、先進自治体といいますか、判例が出てしまっている自治体をぜひ調べていただきたい。というのは、市民がある日突然気づいて裁判を起こし始めたら、わあっと続いていきます。今回も、私のところにも指摘事項をくださった市民がいらっしゃる。同じ方が多分全議員に送られたと思いますけれども、つまり、たまたま今までないのは運がいいだけなのです。運がいいと言ってはいけないですけどね。そういう事例がないところは、ガイドラインであったり、手引きが整っていないので、近隣がやっていないからいいというような、普通の行政サービスと少し違うと思うので、調べる際には、その3項目、近隣と類似団体と先進自治体というように御提案させていただきます。

箕輪信矢議員

ちょっと構図としての会議体の質問になってしまいますけれども、ここで必要な調査というのは、議会事務局が直でやるべきことなのですか。というのは、議員として直で依頼できることなのですか。僕の感覚だと、この会議に必要なものは、座長なりが必要だと認めたことに対して補佐機関として依頼するというような。つまり、情報というのは、経理責任者等会議として取得するという感覚があるのですが、今の中西香澄議員の要請の仕方というのは、少し権利を越えているのではないかなと思いました。

中西香澄議員

私の言い方が悪かったかもしれません。こちらで提案して、座長が受け取っていたら、座長が議長に上げて、それで諮問していただくのでよろしいのではないですか。

箕輪信矢議員

だから、そこで事務・・・。座長よろしいですか。

深山能一座長

はい。

箕輪信矢議員

事務局が調べるならばというような表現は不必要かなと、僕は。

中西香澄議員

御提案という内容で誤解を生んだのでしたら、この場で提案させていただき、必要な経路をたどっていただいて調査していただければという御提案とさせていただきます。

深山能一座長

わかりました。では、それは座長、副座長で、今、統一する中で、議会事務局の方にお願いをするようにいたしますので、議員の皆様方におかれましては御了承をお願いいたします。

箕輪信矢議員

あと、1点なのですが、基準を決めて近々議論するというのは、私も必要だし、よろしいのではないかなと思うのですが、そのときに、やはり難しいなど

改めて思います。というのは、この判例を拝読しますと、特にこの仙台高裁ですが、1割程度のプロフィールに対して、しかし、合理性がないので、少ないからといって妥当とは言えないということですね。これを逆で言えば、合理性があれば1割を超えてもいいのですけれども、対偶でいければ、合理性があれば、何割でもいいということになると思います。

そういう意味で、解釈が非常に多様という意味で、これは複雑で高度な文章なので、では、1割だったらいいと決めたときに、この判例に則つていけば、それは誰も確証が持てないということになるのですよ、恐らく論理的に言えば。

であるから、申し上げたいのは、誰かが基準をつくらなければいけないと思うときに、恐らく普通の会議体の進め方でいけば、意見を集約してくださった座長が、事務局なりの知識や情報と照らし合わせて、議案というのですかね、話題提供であり、議案として相対性を立てるために上程して、それに対して善し悪しを生んでいくという方法になると思うのです。それに対しては、やはりその確証はないのだと、判例主義に立ったとしても確証はないのだという前提で、自分と多少感覚が違っても、その議論をしたということを評価してというか、そこに重きを置いて受け入れていくというようなスタンスで決めていくべきだと思っています。

D E L I 議員

だからこそ、その判例とかを調べた方がいいのかなとは思うのです。この1割程度というのも、多分折り込みで、来たときに思いつきリメインになっていますみたいなことを恐らく想定しておっしゃっているのだと思いますし、ただ単にスペース的に1割がだめとかいうよりも、そういった議論も含めて、どういうものが政務活動費として認められているということを並べた上で基準を決めたらいいのかなと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

では、その辺を踏まえて少し議論を深めていきたいということで、議員の皆様方には御理解いただく中でお願いしたいと思います。この政務活動費の会議の中ではそういうような、仮にこういう形にしますとなった場合には、幹事長会議ですとか議長に報告しながら、最終決定していきたいという流れに確かにかなるかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、広報費については、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

岡本優子議員

広報費について、現物を出していない、成果物を出していない方については、座長からも、改めて現物を出していただくようにお願いしてほしいと思います。よろしくお願いします。

深山能一座長

わかりました。広報費については、そういうことで周知をお願いいたします。

それから、あと討議資料についてということで進めたいと思います。先ほどのいろいろな質問の中で指摘がありました。このことについて討議資料とか、内部討議資料ということで記載があるということですけれど、もう一度お願いたします。

中西香澄議員

中西から説明させていただきます。

全ての方ではないですけれども、討議資料や内部討議資料という記載があります。そもそも判例にもありますし、手引きにもありますけれども、こちら議会広報紙として出されていますので、何か注意書きをするときは、議会レポートであったり議会広報紙という意味合いのものであるべきですし、一番討議資料の点が問題であるのは、こちらが選挙の資料と誤解されやすいものだということです。私、1期目ですし、一般感覚で見たときに、選挙のときに受け取るのに書いてあるのが討議資料という、一般感覚です、それが法律的にどういうのではなくて。なので、市民に誤解を与えるという印象が、感覚としてはあります。そして、広報というところで、内向きではないというところに反しているので、こちらの方は、それについて皆さんでお話しいただきたいと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

箕輪信矢議員

あってもなくてもいいと思います。

深山能一座長

ほかに、よろしいですか。

中西香澄議員

補足ですみません。今日の判例にはないのですけれども、討議資料の文言が載っているというところで、判例で認められていないところもあるので、もしあれでしたらこの内容も、先ほどの内容に含めていただいた方がいいのかもしれません。調査の内容に……。

深山能一座長

事務局の方で何かございますか。

庶務課長

同じように含めてもらえば、こちらで調査します。

深山能一座長

そうですか。わかりました。

箕輪信矢議員以外に、意見はありませんか。

では、座長の判断で。もし調べられるものがあれば、事務局に調べてもらうということで、そのようにさせていただきます。

それから、あと領収書、レシートの関係が結構出ていましたけれども、事務局の方から、もう一回手引きの説明の中で、領収証、レシートについてというのを読んでいただくことはできますか。

庶務課長

手引きの中に、その他に当たるのですが、レシート（社名、品名、金額がわかるもの）の場合は、余白に会社名等を記入してくださいとございます。

深山能一座長

そういうことですので、座長としては再度、皆さんに持ち帰っていただきて議員に徹底していただきたいというのが、この辺の議論の落としどころになると思いますけれども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

では、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

広報費の件、討議資料の件、領収証・レシートについてということで、今出た中で、三つほど議題にさせていただきましたので、今の結果を踏まえて、ま

た前へ進んでいきたいと思います。

(3) その他

深山能一座長

それでは、続きまして、その他を議題とさせていただきます。
皆様から何かござりますか。

鷹野聰議員

鷹野でございます。去年から新型コロナウイルスが発生して、実は、昨年の夏、うちの会派でタブレットを導入しようと試みました。これからオンラインでの視察も増えるだろうということを想定して、タブレットを導入しようとして、実際にどういうアプリをインストールするだとか、管理者をどうするだとか、細かい規定まで、一般企業のシステム部門に準じたような形で作成して、見積もりもとって、さあというところで、実は、パソコンの類は控室から持ち出してはいけないという決まりになっているということが判明して、取りやめたという事態がありました。

そこで提案なのですけれども、これからやっぱりオンライン視察というのも増えてくるだろうと思いますので、少し規定を変更する必要があるのではないかなと思いまして、議題として提案させていただければと思いました。

もう一点、今度まさにそのオンライン視察という形の一方で、実際に現地に行くような視察というのもこれから減っていくんだろうとは思うのですが、その際に、今も緊急事態宣言という形で出ていて、その中では、基本的に出でていなかつて出でているところがあるという状況なのですけれども、基本的に出でているところから他府県へ、出でないからという形で行くべきではないということがうたわれておりますけれども、そのあたりも、どういう形のルールにするべきなのかというところを、少し検討した方がいいのかなというふうには考えております。

たしか公明党は1月にセミナーか視察を取りやめたのですよね。

篠田哲弥議員

そうですね。

鷹野聰議員

そういう事例があつたりする中で、それはもう個人の責任だと、あるいは会派の責任という形で自己責任にするのも一つの考え方だと思いますし、逆に、それで何か起きたときに、市議会全体が、松戸市全体のイメージが悪くなるのではないかという考え方もあると思いますので、このあたりちょっと議論をした方がいいのではないかなと思って、提起させていただきました。

深山能一座長

まず一つ、タブレットに関してなのですけれども、今どうでしょうか、議論していただければということなのですが、どうですか。この辺りも何か議員の方で思いがありますか。

D E L I 議員

ちなみに、控室から出してはいけないというのは、どんなことを防ぐためにそういうルールを作ったのでしょうか。

僕とかは全くわからないので、もっと前のお話だと思いますけれども、実際ノートパソコンとかタブレットとかどんどん進化していますので、部屋でしか使えないといったら、逆にもったいないのではないかと思うのですが。どうしても持ち出すと、こういうことが怖いということが何かあるのであれば、ちょっと僕は想像つかなかったので。そもそも何でそんなことを決めているのか。

深山能一座長

事務局でわかりますか。

庶務課長

手引きの中には、備品の扱いで、備品というものはおおむね以下のものを主とするとあり、その中にパソコンということが書いてあって、恐らくここで言っているときは、デスクトップのパソコンが社会的には普及していて、デスクトップであれば、控室に置いたままになるので、その場合は備品として認めますというような解釈になったのかなと思います。

D E L I 議員

それだったら理解できるのですけれども、タブレットとかノートパソコンを買って、部屋から出したらだめではないかというのは、今の社会の常識として、なかなかどうなのかなと。僕は何でいけないのと思ってしまうので。そこは普通に緩和というか、適正にすぐにでもした方がいいのではないかなと思います。

深山能一座長

ほかに御意見ござりますか。

中西香澄議員

適切に外に出せるというところは賛成ですけれども、そうなったときに、今って会派のある方は会派費で、備品は100%で買えると思うのですけれども、

その先になると、もしタブレットで会議を行うとかになったときに、会派に属していない方は4分の1しか計上できないので、そのあたりも、何かに限定したりして100%にするなど対応しないといけないのではないかと、関連して思います。

深山能一座長

確かに、そうかね。

岡本優子議員

これは柏市議会の事例ですけれども、柏市議会も、会派に属している議員と無所属の議員と、政務活動費の差について3万円開きがあるということで、今それは少し不適当ではないかということで議論になっているということは聞いておりますので、無所属の議員であろうが、会派に属している議員であろうが、同じように取り扱うべきではないかと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

そうしたら、タブレットの件は、また各会派に持ち帰って、今の議論を踏まえて相談、深めてください。それで、また持ち寄りたいと思います。

中西香澄議員

持ち帰る内容を整理したいのですけれども、タブレットの持ち帰りについてでいいのか、DEL I議員からもありました、ノートパソコンなど、今現在、持ち運びが可能な備品ですかオンライン対応ということでしょうか。

深山能一座長

基本的には、タブレットの件ということです。

中西香澄議員

わかりました。

鷹野聰議員

併せて考えておいた方がいいかもしないですね。

深山能一座長

では、そうしましょう。

箕輪信矢議員

そもそも少し捉え違いが、そもそも論になってしまふかもしれないのですけれども、控室って本来控室だから執務室ではないですよね。だから、そこでしか仕事をしてはいけないって、本来あってはいけない形かもしれないですよ。こういう話になってしまふので、そうすると、がちゃがちゃになって、議論をいろいろな幅広くキャッチすれば、そこで仕事をしていることがおかしいだろうって言っている人もいるわけです。控室なのだから、時間調整以外に使うなと言っている人もいるわけです、控室は。でも、実態はそこで、これも時代が変わってきて、家庭事情も狭くなったりだと、昔はもう大金持ちしか議員ではないというような観念的な前提があつて、というのと、今はまた違うので、そういう意味では、現実的なことに即して、自由に携帯できるというような方向性が妥当だと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。そうですね。いわゆる議員活動にいかに使わせていただかうかということが、スムーズに議員活動ができるようにという一つのアイテムとしての考え方ということで、政務活動費としての使用というのがあるかと思いますので、その辺りを踏まえて会派に持ち帰つての議論ということで、お願ひしたいと思います。もう一つ、その後、戸張友子議員を指名しますので、少し待ってください。

それからもう一つ、他府県への、いわゆる議員活動としての政務活動費を使った調査という形での関係ですけれども、どうですか、これはどっちかというと、確かにこの政務活動費の会議の中で諮るべきかどうかということが、少し座長としては疑問がありますものですから、そういうことが出たということで、報告を議長の方にしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

戸張友子議員

申しわけありません。先ほど、中西香澄議員の方から、政務活動費の話をしていたときに、市民の方から指摘されないようにということで、皆さんにも送られたと思いますがというお話が出たと思うのですけれども、それは個別に送られた封筒ということでよろしいのでしょうか。

中西香澄議員

そうですね。私個人宛てに届いたので、これ、何ですかと事務局に確認したところ、各議員に届いていますよというふうに、岡本優子議員を通して聞いたので、その内容について触れた内容になります。

戸張友子議員

それであればというか、私もいただきまして、私の内容は、事務所を持っておりますので、事務所の家賃を大家さんにお支払いします。それに対して黒塗りになっているので、きちんと詳細を出すべきではないかというものだったのですけれども、私としては、提出のときにはきちんと出しているので、それがどこで黒塗りになったかというのはわかりませんので、そういった個人情報をやっぱり保護するというのはとても大事なことなので、一筆ではないですけれども、その下に、やはり個人情報の保護のために、そういったふうにしておりますということとかを記載することはどうなのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

中西香澄議員

書いてありますよね、消していますって。

戸張友子議員

それなのにそれは見ないで、その方が質問をしてきたということで捉えておけばいいのですね。

中西香澄議員

本人とやりとりした方がいいのではないか。

戸張友子議員

私はあえて、その方とはやりとりはしておりませんけれども。わかりました。ありがとうございます。

中西香澄議員

今のお話を聞いてとなりますけれども、多分手引きどおりの御指摘をする市民もいれば、市民感覚で御指摘してくる市民もいるので、それは自分の責任で回答したりしなかったりというのは、それが議員の責任だと思います。あくまで今年度そういうことがありましたよね、それが全然違う人から広報費ということもあり得るのではないかという想像の一例なので、すみません、少しそこから、それに対してフォーカスしたわけではないので、あの発言でした。

山口正子議員

すみません、遅くなっているのですけれども、一つだけ確認していいですか。申しわけありません。

深山能一座長

はい。

山口正子議員

オンラインで調査研究とか研修を行った場合、参加していますよという写真を添付できないというか、オンラインの画面全部を写真に撮ると、写りが悪かったり、今回も指摘はされておりますけれども、ほかの人のを消して自分が写っているのを出すべきか。写真を添付してくださいというのは、この手引きにはしっかりと書かれていませんけれども、これまでの申し合わせの中で、写真を添付した方がいいというようなことになっていたと思います。少し今回オンラインが多くなっているので、指摘も受けているし、どうしたらいいかなと少し悩んでいるところです。これも、また次回までに考えてくるかどうかわかりませんけれども、どうしたらいいでしょうということです。

深山能一座長

それも少し考えてみてください。

やはりいろいろなことがあって、写真を添付してくださいということがルール化をした経緯がありますですから、その辺りをどうオンライン形式の中で対応していくかというのも考えないといけないということもありますので、その辺りも少し、皆さんの意見を会派で聞いてみてください。

よろしいですか。

岡本優子議員

確認を。

深山能一座長

どうぞ。

岡本優子議員

鷹野聰議員の提案の調査研究費というのは、研修費も含むでよろしいですか。

鷹野聰議員

はい。

中西香澄議員

次のおよその目途を。話し合ってくださいということと調査がというところ

があったと思いますが、半期以内ですとか、大体このぐらいみたいな目途をぜひいただければと思うのですが。

深山能一座長

座長の気持ちとしては、今日出ましたので、まず、会派の方の各個人の方、今日出たやつは、先ほど事務局もお話ししましたように、今月末が訂正するなら訂正する形になりますので、それを伝えていただきたいというのが一つあります。

それから、議論していただくのは、議会が始まりますので、その中で時間をとっていただく形の中で、できれば、座長とすると9月の議会が始まる中か、あるいは、その辺の前後でどうかなと思っていますけれども、これも副座長と事務局と少し相談をして、事務局からの資料もありますので、その辺を踏まえて検討して、一任をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

長時間ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

庶務課長

事務局から申し上げます。

令和2年度の政務活動費収支報告書等の市議会ホームページの公開予定について、改めて御説明いたします。本日の会議を受けて、御提出いただきました収支報告書及び領収書等につきましては、今後ホームページの公開に向けて、必要な黒塗り作業を事務局において実施いたします。6月定例会最終日には、黒塗りした収支報告書等を閲覧していただくことができる状態にしたいと考えております。実際のホームページへの公開は、例年どおり7月中旬ごろを予定しております。

今、申し上げたホームページへの公開に係るスケジュールにつきましては、6月定例会中に開催されます幹事長会議に御報告させていただく予定でございます。また、政務活動費の収支に余剰金が発生している場合の戻入手続でございますが、出納整理期間中である今月中に事務処理を完了することが必須となることから、返還金につきましては、今月25日（火曜日）、16時までに事務局の方へ御持参いただきたいと思います。

深山能一座長

ありがとうございました。
それではよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

深山能一座長

長時間にわたり、ありがとうございました。

座長散会宣 告午
前11時55分